

平成 26 年 7 月 1 日 「鉱泉分析法指針（平成 26 年改訂）」および「温泉法の禁忌症・適応症及び入浴又は飲用上の注意事項の改訂」が環境省から通知されました。

「鉱泉分析法指針（平成 26 年改訂）」について

分析方法の改訂を含む全面改訂が行われました。

＜主な改訂点＞

- 療養泉の定義から銅イオン及びアルミニウムイオンを削除し、よう化物イオンが追加されました。

—現行—

2. 物質（以下に掲げるもののうち、いずれか一つ）	
物質名	含有量（1kg 中）
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量 1,000mg 以上
遊離炭酸（CO ₂ ）（遊離二酸化炭素）	1,000mg 以上
銅イオン（Cu ²⁺ ）	1mg 以上
総鉄イオン（Fe ²⁺ +Fe ³⁺ ）	20mg 以上
アルミニウムイオン（Al ³⁺ ）	100mg 以上
水素イオン（H ⁺ ）	1mg 以上
総硫黄（S）〔HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に対応するもの〕	2mg 以上
ラドン（Rn）	30（百億分の 1 キュリー単位）以上

↓

—改訂—

2. 物質（以下に掲げるもののうち、いずれか一つ）	
物質名	含有量（1kg 中）
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量 1,000mg 以上
遊離炭酸（CO ₂ ）（遊離二酸化炭素）	1,000mg 以上
総鉄イオン（Fe ²⁺ +Fe ³⁺ ）	20mg 以上
水素イオン（H ⁺ ）	1mg 以上
よう化物イオン（I ⁻ ）	10mg 以上
総硫黄（S）〔HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に対応するもの〕	2mg 以上
ラドン（Rn）	30（百億分の 1 キュリー単位）以上

「温泉法の禁忌症・適応症及び入浴又は飲用上の注意の改訂」について

最新の医学的知見及び科学的根拠を反映させて基準が改訂されました。

<主な改訂点>

- 禁忌症の揭示基準について

- ① 温泉の一般的禁忌症（浴用について適用）

妊娠中（とくに初期と末期）が削除されました。

- ② 含有成分別禁忌症（飲用について適用）

飲用の禁忌症について、現行版では「泉質別」の記載としていた内容を改訂後では成分の濃度により分けし、含有成分別禁忌症が追加されました。

（成分は、ナトリウム、カリウム、マグネシウム、よう化物イオンについて設定されました。）

（例）

現行		改訂	
塩化物泉	腎臓病、高血圧症、その他一般にむくみのあるもの、甲状腺機能亢進症のときはヨウ素を含有する温泉を禁忌とする	⇒	
		ナトリウムイオンを含む温泉 1 日（1200/A）× 1000mL を超えて飲む場合 *A：温泉 1kg 中に含まれる成分の重量(mg)	塩分制限の必要な病態（腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など）

- 入浴又は飲用上の注意の揭示基準について

- ① 入浴前、入浴中、入浴後等に区分され、わかりやすく整理されました。

- ② 飲用の注意事項では、15歳以下の人の飲用が原則禁止とされました。

- ③ 最大飲用量はこれまでの 1000mL から 500mL に制限されました。

- 適応症の揭示基準について

療養泉の一般的適応症（浴用について適用）

胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）・軽症高血圧症・耐糖能異常（糖尿病）・軽い高コレステロール血症・軽い喘息又は肺気腫・自律神経不安定症・ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）が新たに追加されました。